

第153期 定時株主総会

招集ご通知

 開催日時

平成29年6月27日（火曜日）午前10時

 開催場所

京都市南区吉祥院大河原町5番地
第一工業製薬京都事業所 6階ホール

会議の目的事項

1. 第153期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人
及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第153期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役13名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役に対する譲渡制限付株式の付与に関する
報酬額等及び内容の決定の件 |
| 第6号議案 | 監査役に対する譲渡制限付株式の付与に関する
報酬額等及び内容の決定の件 |

郵送による決議権行使期限

平成29年6月26日（月曜日）午後5時20分までに到着



第一工業製薬株式会社

証券コード 4461

株主各位

(本店) 京都市下京区西七条東久保町55番地
(本社事務所) 京都市南区吉祥院
大河原町5番地

第一工業製薬株式会社

代表取締役
会長兼社長 坂本 隆 司

第153期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第153期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成29年6月26日(月曜日)午後5時20分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月27日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 京都市南区吉祥院大河原町5番地
第一工業製薬京都事業所 6階ホール

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第153期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第153期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役13名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件
第6号議案 監査役に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 会場内の室温を高めに設定して開催させていただきますので、株主の皆様におかれましては軽装でご出席いただきますようお願い申し上げます。当社従業員も軽装(クールビズスタイル)で対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。
- ◎ 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正内容を当社ホームページ(<http://www.dks-web.co.jp/>)に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、生産性の向上や新製品の開発、新規事業の展開により事業体質を強化し、会社業績を長期的に向上させることが最も重要な課題であると考えております。この考え方にに基づき、配当については、将来の事業展開に必要な内部留保金との整合性を図りつつ、株主の皆様への長期的、安定的な配当を維持することを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、当期の営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益いずれも3期連続で過去最高益を達成しましたことから、株主様のご支援にお応えするため、1株につき12円とさせていただきますたく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金	12円
配当総額	608,094,240円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月28日

第2号議案 取締役13名選任の件

取締役全員(12名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。当社は、平成29年3月31日をもって執行役員制度を廃止し、取締役の「経営責任の明確化」と「意思伝達システムの簡素化」を図ることで迅速な意思決定をさらに進め、健全で透明性の高い経営の実現を目指しております。このため取締役会の機能強化を目的として、独立取締役1名を増員し、社外取締役4名を含む取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選任については、当社が界面活性剤のパイオニアとして培ってきた豊富な技術を基に、環境、エネルギー、電子材料、生活資材関連等幅広い分野で事業を展開していることから、これらの事業活動について適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことができるよう、営業部門、生産部門、研究部門、管理部門(企画、購買・物流、財務・会計を含む)等の各分野の知識・経験を備えた社内出身の取締役と、これまで培ってきた豊富なビジネス経験や専門的知識を社外の視点で職務に反映できる社外取締役により取締役会を構成することを基本としております。

上記の多様性とバランスを勘案し、取締役会において十分な審議を経て決議しております。

13名の取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	さか もと たか し 坂 本 隆 司 (昭和22年8月9日生)	昭和45年4月 ㈱富士銀行入行 平成11年12月 同行退行 富士投信投資顧問㈱常務取締役 平成13年6月 当社入社 顧問 平成13年6月 取締役 平成16年4月 総合企画本部長 平成16年6月 常務取締役 平成16年7月 兼常務執行役員 平成19年6月 専務取締役兼専務執行役員 兼人事総務本部管掌 平成20年6月 兼財務本部管掌 平成21年6月 兼業務本部管掌 平成22年2月 兼事業戦略室管掌 平成23年6月 代表取締役副社長兼副社長執行役員 総括補佐 平成24年6月 代表取締役副社長執行役員 平成24年10月 兼東京本社担当 平成25年6月 代表取締役会長 平成27年6月 兼社長 平成28年4月 兼社長特命室長 平成29年4月 代表取締役会長兼社長 (現任)	116,000株
【取締役候補者とした理由】 上記の経歴を有し、当社の代表取締役として企業経営に精通していることから取締役候補者とい たしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<p>あか せ よし のぶ 赤 瀬 宜 伸 (昭和34年7月10日生)</p>	<p>昭和57年4月 当社入社 平成16年4月 東部営業本部ウレタン・建材東部営業部長 平成20年4月 樹脂材料事業部樹脂材料営業部長 平成21年1月 業務本部資材部長 平成21年4月 執行役員 業務本部長兼資材部長 平成23年6月 取締役兼上席執行役員 人事総務本部長兼人事総務部長 平成24年1月 兼大阪支社長 平成24年6月 取締役上席執行役員 平成25年4月 総合企画本部長兼人事総務本部長兼業務本部担当 平成26年4月 常務取締役 平成26年6月 総合企画本部長兼人事総務本部長 平成29年4月 代表取締役専務取締役(現任) 事業本部長(現任)</p>	37,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 上記の経歴を有し、当社の代表取締役として企業経営に精通していることから取締役候補者といいたしました。</p>			
3	<p>うら やま いさむ 浦 山 勇 (昭和31年8月16日生)</p>	<p>昭和50年4月 当社入社 平成19年10月 財務部長兼監査役付 平成20年5月 経理部長兼監査役付 平成20年6月 執行役員 財務本部長兼経理部長兼財務部長 平成21年6月 取締役兼上席執行役員 平成22年4月 財務本部長兼経理部長 平成23年6月 財務本部長(現任) 平成24年6月 取締役上席執行役員 平成26年4月 取締役 平成28年6月 常務取締役(現任)</p>	49,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 上記の経歴を有し、財務本部長として財務全般に精通し、最高財務責任者としての役割を適切に果たしていることから取締役候補者といいたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	おおにしひであき 大西英明 (昭和33年1月3日生)	昭和57年4月 当社入社 平成13年4月 樹脂材料事業部樹脂材料研究部長 平成14年10月 第一エフアール㈱研究部長 平成17年10月 兼技術開発本部合成研究統括部長 平成18年3月 技術開発本部樹脂添加材料研究部長 平成20年4月 樹脂材料事業部樹脂材料研究所副所長兼 難燃剤・樹脂添加剤研究グループリーダー 兼研究開発本部研究開発センター第二研究 開発部長兼基盤技術研究部長 平成21年4月 執行役員 樹脂材料事業部樹脂材料研究所長 平成23年6月 研究開発本部長兼研究開発センター長 平成25年8月 兼第一研究開発部長 平成26年4月 研究開発本部長(現任) 平成26年6月 取締役 平成29年4月 常務取締役(現任)	36,000株
【取締役候補者とした理由】 上記の経歴を有し、研究開発本部長として研究・開発等における豊富な知見を備えていることから取締役候補者いたしました。			
5	ふじおかとしのり 藤岡敏式 (昭和32年9月20日生)	昭和55年4月 当社入社 平成12年10月 業務本部総合事業推進室長 平成13年7月 営業本部営業推進室長 平成16年4月 事業本部事業推進室長 平成17年10月 営業統括本部東部統括部長 平成19年6月 執行役員 人事総務本部長兼人事部長 平成21年4月 人事総務本部長兼人事総務部長 平成22年4月 京都エレックス㈱代表取締役社長 平成23年6月 業務本部長兼資材部長兼大阪支社長 平成25年1月 業務本部長兼資材部長 平成25年4月 業務本部長 平成26年6月 取締役(現任) 平成28年4月 執行役員 事業本部レオクリスタ事業部長兼大阪支社長 平成28年6月 執行役員 事業本部レオクリスタ事業部長 平成29年4月 事業本部レオクリスタ事業部長(現任)	36,000株
【取締役候補者とした理由】 上記の経歴を有し、当社事業及び購買関係における豊富な経験と知見を備えていることから取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	<p>きた だ あきら 北 田 明 (昭和39年4月3日生)</p>	<p>平成元年4月 当社入社 平成21年4月 機能化学品事業部機能化学品研究所長 平成22年10月 機能化学品事業部企画室長 平成25年4月 執行役員 事業本部機能化学品事業部長 平成26年4月 上席執行役員 平成27年6月 取締役執行役員 平成28年4月 取締役(現任) 生産管理本部長兼環境・安全品質保証担当(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 上記の経歴を有し、営業、研究等の豊富な経験と知見を備えていることから取締役候補者となりました。</p>	16,000株
7	<p>いわい さこ こう いち 祝 迫 浩 一 (昭和37年12月9日生)</p>	<p>昭和62年4月 当社入社 平成18年10月 総合企画本部事業企画室長 平成19年6月 四日市合成(株)事業企画室長 平成20年4月 研究開発本部研究管理センター研究管理部長 平成20年8月 樹脂材料事業部樹脂材料営業部難燃剤・樹脂添加剤担当部長 平成25年4月 事業本部樹脂材料事業部企画室長兼樹脂材料営業部難燃剤・樹脂添加剤担当部長 平成26年4月 執行役員 事業本部樹脂材料事業部長 平成27年4月 社長特命室長 平成27年6月 取締役(現任) 平成28年4月 執行役員 事業本部国内関係会社事業部長 兼大阪支社長 平成28年6月 兼大阪支社長 平成29年4月 事業本部国内関係会社事業部長 兼大阪支社長(現任)</p> <p>重要な兼職の状況 四日市合成(株) 取締役 京都エレックス(株) 取締役</p> <p>【取締役候補者とした理由】 上記の経歴を有し、営業、研究等の豊富な知見を備えていることから取締役候補者となりました。</p>	14,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	おかもと おさみ 岡本修身 (昭和39年10月26日生)	平成元年4月 当社入社 平成18年4月 樹脂添加材料事業部営業部長 平成19年5月 界面活性剤事業部東部営業部長兼NS担当 平成20年4月 機能化学品事業部企画室長 平成22年10月 四日市合成㈱取締役 平成24年4月 執行役員 平成25年4月 生産管理本部四日市再編推進部長兼事業戦略・総括担当部長 平成26年4月 総合企画本部経営企画室長 平成28年4月 総合企画本部副本部長兼経営企画部長兼企画グループ長兼法務グループ長 平成29年4月 理事(現任) 事業本部樹脂材料事業部長兼東京本社担当(現任)	25,000株
【取締役候補者とした理由】 上記の経歴を有し、営業、企画等の豊富な経験と知見を企業経営に活かすことを期待し、取締役候補者いたしました。			
9	やまじ なおき 山路直貴 (昭和39年4月13日生)	平成3年4月 当社入社 平成20年11月 樹脂材料事業部長付 平成25年4月 生産管理本部四日市再編推進部企画担当部長 平成26年4月 社長特命室長 平成27年4月 執行役員 事業本部樹脂材料事業部長 平成28年4月 兼東京本社担当 平成29年4月 理事(現任) 総合企画本部長兼社長特命室長(現任) 重要な兼職の状況 京都エレックス㈱取締役	11,000株
【取締役候補者とした理由】 上記の経歴を有し、営業、企画等の豊富な経験と知見を企業経営に活かすことを期待し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
10	<p style="text-align: center;">あお き す なお 青 木 素 直 (昭和22年11月21日生)</p>	<p>昭和47年 4月 三菱重工業㈱入社 平成12年 6月 同社技術本部高砂研究所長 平成15年 6月 同社取締役 平成17年 1月 同社技術本部長 平成17年 6月 同社取締役執行役員 平成17年12月 中国清華大学客員教授 (現任) 平成18年 4月 三菱重工業㈱取締役常務執行役員 平成21年 4月 同社取締役副社長執行役員 平成23年 6月 ㈱三菱総合研究所副理事長 平成26年 4月 三菱重工業㈱特別顧問 (現任) 平成26年 6月 当社取締役 (現任)</p> <p>重要な兼職の状況 三菱重工業㈱特別顧問</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 上記の経歴を有し、独立した立場で、豊富な経験と実績並びに企業のマネジメントに関する幅広い知見を企業経営に活かすことから社外取締役候補者としていたしました。</p>			
11	<p style="text-align: center;">た た ら ひ ろ し 多々良 裕 志 (昭和35年8月5日生)</p>	<p>昭和58年 4月 朝日生命保険 (相) 入社 平成20年 4月 同社さいたま支社長 平成22年 4月 同社東京東統括支社長 平成24年 4月 同社執行役員新都心統括支社長 平成26年 4月 同社執行役員新都心統括支社長 (ブロック支社長) 平成27年 4月 同社常務執行役員新都心統括支社長 (ブロック支社長) 平成28年 4月 同社常務執行役員本社営業本部長 平成28年 6月 当社取締役 (現任) 平成28年 7月 朝日生命保険 (相) 取締役常務執行役員本社営業本部長 (現任)</p> <p>重要な兼職の状況 朝日生命保険 (相) 取締役常務執行役員本社営業本部長</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 上記の経歴を有し、金融機関において培ったマネジメントと幅広い知見を企業経営に活かすことから社外取締役候補者としていたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
12	たかしま まさひろ 高島 雅博 (昭和37年3月6日生)	昭和60年4月 第一生命保険(株)入社 平成17年4月 同社上野総合支社長 平成19年4月 同社大阪業務推進部長 平成22年4月 第一生命保険(株)大阪業務推進部長 平成23年4月 同社首都圏業務推進部長 平成25年4月 同社執行役員首都圏マーケット統括部長 平成27年4月 同社常務執行役員東日本営業本部長兼北海道営業局長 平成29年4月 同社常務執行役員関西総局長(現任) 重要な兼職の状況 第一生命保険(株)常務執行役員関西総局長	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 上記の経歴を有し、金融機関において培ったマネジメントと幅広い知見を企業経営に活かすことを期待し、社外取締役候補者としたしました。</p>			
13	たにぐち つとむ 谷口 勉 (昭和28年5月20日生)	昭和53年10月 労働省労働基準監督官 平成14年4月 厚生労働省(旧労働省)京都労働局園部労働基準監督署長 平成16年4月 同省同局総務課人事計画官 平成18年4月 同省同局京都南労働基準監督署長 平成20年4月 同省同局総務課長 平成22年4月 同省同局京都下労働基準監督署長 平成24年4月 同省同局京都上労働基準監督署長 平成26年3月 同省退官 平成26年6月 (公社)京都労働基準協会 専務理事(現任) (平成29年6月 退任予定)	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 上記の経歴を有し、独立した立場で、労働条件・労働安全衛生に関わる行政分野において培った幅広い知見を企業経営に活かすことを期待し、社外取締役候補者としたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、これらの理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岡本 修身、山路 直貴、高島 雅博及び谷口 勉の各氏は、新任候補者であります。
3. 青木 素直、多々良 裕志、高島 雅博及び谷口 勉の各氏は、社外取締役候補者であります。
また、青木 素直氏につきましては、同氏の再任が承認される場合、(株)東京証券取引所へ届け出る独立役員(いわゆる独立取締役)となる予定であります。
さらに、谷口 勉氏につきましても、同氏の選任が承認される場合、(株)東京証券取引所へ届け出る独立役員(いわゆる独立取締役)となる予定であります。
4. 青木 素直氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって3年であります。また、多々良 裕志氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年であります。
5. 当社は、社外取締役候補者である青木 素直氏及び多々良 裕志氏との間で職務の遂行につき善意でありかつ重大な過失がない場合に限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認される場合、本契約を継続する予定であります。
また、高島 雅博氏及び谷口 勉氏の選任が承認される場合、両氏との間でそれぞれ上記内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 西崎 信一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。監査役総数は、在任中の3名と合わせ4名となります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、監査役候補者の選任については、事業部門または管理部門の知識・経験を備えた社内出身の監査役と、これまで培ってきた豊富なビジネス経験や専門的知識を社外の視点で職務に反映できる社外監査役により監査役会を構成することを基本としております。

上記の多様性とバランスを勘案し、株主総会への選任議案提出に関する監査役会の同意を得て取締役会において十分な審議を経て決議しております。

監査役候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
にし ざき しん いち 西 崎 信 一 (昭和32年6月10日生)	昭和57年4月 当社入社 平成16年7月 総務財務本部財務部長 平成19年10月 秘書室長 平成20年11月 内部監査室長兼監査役付 平成22年4月 財務本部財務部長兼監査役付 平成22年6月 財務本部財務部長 平成25年4月 社長付特命担当 平成25年6月 常勤監査役(現任) 重要な兼職の状況 ゲンブ(株) 監査役、 第一セラモ(株) 監査役、 ケイアンドディーファインケミカル(株) 監査役	20,000株
【監査役候補者とした理由】 上記の経歴を有し、監査役として培った豊富な経験と幅広い知見を備えていることから、監査役候補者といいたしました。		

(注) 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合においても監査業務の継続性を維持するため、新たに補欠監査役として塚本 英伸氏の選任をお願いいたしたいと存じます。また、これは補欠の社外監査役として選任をお願いするものでもあります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
塚本 英伸 (昭和48年7月17日生)	平成21年12月 弁護士登録（鹿児島弁護士会） 鹿児島中央法律事務所加治木支所入所 平成24年12月 京都弁護士会 登録換 塚本法律事務所入所（現任） 平成25年6月 ㈱カンポホールディングス 監査役（現任） ㈱カンポ 監査役（現任） 平成29年2月 ㈱太秦自動車教習所 監査役（現任）	0株
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 上記の経歴を有し、法律専門家の視点から、また企業の監査役に就任していることによる豊富な経験や高い見識から、業務執行の適法性の監査や当社経営への有用な助言などを期待し、補欠の社外監査役候補者いたしました。		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 塚本 英伸氏は、社外監査役候補者であります。
3. 補欠監査役候補者である塚本 英伸氏が監査役に就任した場合には、当社は、同氏との間で職務の遂行につき善意でありかつ重大な過失がない場合に限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

中期経営計画「REACT1000－飛躍への行動を－」を達成するため、当社は人事制度改革に着手しており、その一環として、昨年4月よりチャレンジに報いるための管理者評価制度を刷新しました。さらに今般、当社における取締役報酬制度を見直し、当社の取締役の企業価値の持続的な向上に貢献する意識を一層高めるとともに、当社の取締役と株主の皆様との価値共有を深めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度を導入するものであります。

当社の取締役の報酬額については、平成17年6月29日開催の第141期定時株主総会において、取締役に対し月額22百万円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、当社の取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対し、上記の報酬枠とは別枠にて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額1億円以内（うち社外取締役分は年額6百万円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定することといたします。

なお、現在の取締役は12名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案が承認可決されますと、13名（うち社外取締役4名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年500,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日から1年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定めた期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。ただし、正当な理由があると当社の取締役会が認めた場合は、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(3) 無償取得事由

① 対象取締役が、本譲渡制限期間の満了日の5営業日前までに、当社の取締役の地位から退任した場合（死亡により退任した場合を含む。）、当社は本株式の全部を無償で取得する。ただし、正当な理由があると当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。

② その他の無償取得事由は、当社の取締役会に基づき、本割当契約に定めるところによる。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第6号議案 監査役に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

中期経営計画「REACT1000－飛躍への行動を－」を達成するため、人事制度改革の一環として、今般、当社における監査役報酬制度を見直し、当社の企業価値の向上を当社の監査役報酬に反映させることにより、当社の監査役と株主の皆様との価値共有を深めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度を導入するものであります。企業価値向上と報酬が連動することにより、監査役に求められる適正な監査と株主利益の観点について、当社の監査役の意識をさらに高めることができ、当社の企業価値の持続的な向上に不可欠な健全な成長と社会的信頼を確保できる体制を確立できると考えております。

当社の監査役報酬額については、平成17年6月29日開催の第141期定時株主総会において、監査役に対し月額6百万円以内とご承認いただいておりますが、当社の監査役（以下「対象監査役」といいます。）に対し、上記の報酬枠とは別枠にて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象監査役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額20百万円以内といたします。また、各対象監査役への具体的な支給時期及び配分は監査役の協議によって決定することといたします。

なお、現在の監査役は4名であり、第3号議案が承認可決されすると、4名となります。

また、対象監査役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象監査役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象監査役は、本株式の払込期日から1年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定めた期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象監査役が継続して、当社の監査役の地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。ただし、正当な理由があると当社の取締役会が認めた場合は、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

- (3) 無償取得事由
- ① 対象監査役が、本譲渡制限期間の満了日の5営業日前までに、当社の監査役の地位から退任した場合（死亡により退任した場合を含む。）、当社は本株式の全部を無償で取得する。ただし、正当な理由があると当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 - ② その他の無償取得事由は、当社の取締役会に基づき、本割当契約に定めるところによる。
- (4) 組織再編等における取扱い
- 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。
- (5) その他の事項
- 本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

添付書類

事業報告

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、所得や雇用環境の改善を背景に個人消費は持ち直しつつあり、緩やかな回復基調が続いております。一方で、海外の経済情勢は、英国のEU離脱問題や米国新政権の動向、資源国・アジア新興国の景気減速など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

化学業界におきましては、基礎原料ナフサ価格は低水準で推移していますが、中東情勢の混迷、資源国や新興国経済の減速懸念など、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループの5ヵ年経営計画「REACT1000-飛躍への行動を-」は第二年度が終わりました。初年度は国内の新拠点として、四日市第三コンビナート内に新たに建設した霞工場が平成27年12月に本格稼働し、電子材料、土木用薬剤を中心に増産体制が整いました。本年度は、売上高拡大の取り組みを強化するとともに、霞工場のマザー工場化を加速・充実させるべく、平成28年11月には非イオン界面活性剤の新設備に着工し、さらに、シンガポールの新会社を起点に国際展開も進めてまいりました。第三年度の平成29年度は、5ヵ年経営計画の前半と後半をつなぐ中間点であり、計画達成に向けての「飛躍への行動」を本格化させてまいります。

当連結会計年度の業績といたしましては、景気が緩やかな回復基調のなか、基礎原料ナフサ価格は低水準で推移し、『機能材料』では、ゴム・プラスチック用途の臭素系の難燃剤やIT・電子用途の光硬化樹脂用材料が顕著に伸長しましたが、『電子デバイス材料』では、太陽電池用途の導電性ペーストが大きく落ち込み、当連結会計年度の売上高は522億54百万円（前年同期比1.0%減）となりました。

損益面につきましては、霞工場の本格稼働による固定費等の負担増加や営業経費の増加もありましたが、『機能材料』のIT・電子用途の高付加価値品の売上高が顕著に伸長し、また、原材料価格が低水準で推移しましたことから、営業利益は39億44百万円（前年同期比14.7%増）となりました。また、営業外収支の改善により、経常利益は37億73百万円（前年同期比17.9%増）となりました。これに固定資産の減損損失や税金費用を差し引きました結果、親会社株主に帰属する当期純利益は24億89百万円（前年同期比13.2%増）となりました。なお、各利益ともいずれも3期連続で過去最高益となりました。

以下、事業セグメントの概況をご報告いたします。

[界面活性剤]

界面活性剤の売上高は、総じてやや低迷しました。

国内では、ゴム・プラスチック用途の活性剤は堅調に推移しましたが、ナフサ価格の下落の影響を受け機械・金属用途の活性剤はやや低迷し、石鹼・洗剤用途の活性剤は顕著に落ち込みました。

海外では、ゴム・プラスチック用途の活性剤は堅調に推移しましたが、繊維用途の活性剤は低迷しました。

その結果、当セグメントの売上高は197億93百万円（前年同期比4.7%減）、営業利益は20億94百万円（前年同期比4.4%減）となりました。

[アメニティ材料]

アメニティ材料の売上高は、総じてやや低迷しました。

国内では、セルロース系高分子材料はエネルギー・環境用途が好調に推移し、飼料用途は順調に推移しましたが、医薬品用途はやや低調に推移しました。シヨ糖脂肪酸エステルは食品用途が堅調に推移しました。

海外では、シヨ糖脂肪酸エステルは食品用途が堅調に推移しましたが、香粧品用途はやや低迷しました。

その結果、当セグメントの売上高は69億86百万円（前年同期比3.1%減）、営業利益は4億13百万円（前年同期比0.9%増）となりました。

[ウレタン材料]

ウレタン材料の売上高は、総じて好調に推移しました。

フロン規制に関連する環境配慮型の合成潤滑油は、ナフサ価格の下落の影響を受け低迷しました。建築用薬剤は大きく落ち込みましたが、土木用薬剤は公共工事の増加により顕著に伸長しました。

その結果、当セグメントの売上高は90億93百万円（前年同期比1.8%増）、営業利益は1億27百万円（前年同期比44.8%減）となりました。

[機能材料]

機能材料の売上高は、総じて大幅に伸長しました。

国内では、水系ウレタン樹脂は繊維用途が順調に推移し、光硬化樹脂用材料はIT・電子用途が、臭素系の難燃剤はゴム・プラスチック用途が顕著に伸長しました。

海外では、光硬化樹脂用材料はIT・電子用途が低迷し、アミド系滑剤はゴム・プラスチック用途が顕著に落ち込みました。リン系の難燃剤は電気・電子材料用途が低迷しましたが、臭素系の難燃剤はゴム・プラスチック用途が顕著に伸長しました。

その結果、当セグメントの売上高は125億17百万円（前年同期比11.2%増）、営業利益は13億5百万円（前年同期比93.8%増）となりました。

[電子デバイス材料]

電子デバイス材料の売上高は、総じて大きく落ち込みました。
 射出成形用ペレットは大きく落ち込み、太陽電池用途の導電性ペーストは顕著に落ち込みました。電子デバイス用途のデバイス材料は新規開発が実り順調に推移しました。
 その結果、当セグメントの売上高は38億62百万円（前年同期比16.0%減）、営業利益は3百万円（前年同期は65百万円の損失）となりました。

事業セグメント別売上高

区 分	第152期 (平成27年度)		第153期(当期) (平成28年度)		前年同期比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
界面活性剤	20,779	39.4	19,793	37.9	△985	△4.7
アモニティ材料	7,208	13.7	6,986	13.4	△221	△3.1
ウレタン材料	8,934	16.9	9,093	17.4	158	1.8
機能材料	11,259	21.3	12,517	23.9	1,257	11.2
電子デバイス材料	4,600	8.7	3,862	7.4	△738	△16.0
合計	52,782	100.0	52,254	100.0	△528	△1.0

(2) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、37億86百万円であり、その主なものは、界面活性剤製造設備などであります。所要資金は自己資金及び借入金により充当いたしました。

(3) 対処すべき課題

中期経営計画「R E A C T 1000－飛躍への行動を－」の第二年度である第153期は、所得や雇用環境の緩やかな改善が続きました。しかし、英国のEU離脱問題、米国の新政権発足など先行きの不透明な状況が経済に不安定な動きを引き起こしています。地政力学の変化も加わり先行きを見通し難い環境にあります。全社一丸となって目標実現に励みます。

不確実性の高まりに対応して、原材料の安定的な購入と総経費の節減に努めました。既存製品の拡販体制を強化するとともに、当社技術を活かした「電子材料向け素材」や「セルロースナノファイバー」など新製品による市場開発に取り組みました。未来づくりの拠点である四日市事業所霞新工場は、商業生産開始後、順調に稼働を続けています。非イオン界面活性剤設備の着工、次世代の人材育成の拠点となる安全教育研修所の開設、電池の材料開発を担うエレクトロセル株式会社の移転を行い工場の充実を図りました。当社のマザー工場となるステップを着実に進めています。

コーポレートガバナンスの強化と安定した企業成長を着実にするために、執行役員制度を廃止しました。取締役と監査役の本来的な経営機能を高める措置となります。

会社の対処すべき課題は、3点と認識しています。

第一に、売上拡大を確実にする営業行動のイノベーションを実施することです。計画通り進んでいる基本方針と利益目標は変えませんが、2年連続して減収となった売上目標値はローリングを行い、2020年の計画を670億円に見直しました。これを確実に達成する行動改革、営業革新を実行します。第二に、2015年12月に商業生産を開始した霞工場を当初のグランドデザインに則って仕上げることです。グループのマザー工場として生産性の向上とスマート化を加速します。第三に、グループの海外関連の売上高増強策を講ずることです。新国際事業部の下、グループの海外戦略を実行し、国際的優良取引先を通じた海外展開を目指します。

ユニークさで評価される企業を展望して、「ユニ・トップ」を掲げました。「京都から、世界へ未来へ。」とした成長戦略を軌道に乗せるために次の取り組みを展開します。

①5ヵ年経営計画の「R E A C Tマトリクス」の20項目の中身をさらに充実させます。

②素材の品揃えを洗練するとともに、お取引先のニーズに応えるユーザーインで業績を拡大します。

③自前主義でない、異業種、異分野との連携を「ユニ・ユナイト」と号して優位性づくりに注力します。

当社はこれらの取り組みによって、経営目標の達成と企業価値の創造と拡大に精進します。株主の皆様におかれましては、当社の取り組みをご理解いただき、今後とも変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第150期 (平成25年度)	第151期 (平成26年度)	第152期 (平成27年度)	第153期(当期) (平成28年度)
売上高(百万円)	54,614	55,597	52,782	52,254
営業利益(百万円)	2,477	2,944	3,439	3,944
経常利益(百万円)	2,374	2,717	3,200	3,773
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	1,336	1,782	2,198	2,489
1株当たり当期純利益(円)	31.32	38.69	41.64	47.40
総資産(百万円)	57,570	64,420	66,057	69,046
純資産(百万円)	19,886	26,156	26,745	28,044

(注) 第151期以降の発行済株式総数は、公募増資及び第三者割当増資の実施により、10,000,000株増加し、53,421,609株となっています。

(5) 主要な事業セグメント

当社グループは、当社、子会社14社及び関連会社2社で構成され、界面活性剤、アミノ材料、ウレタン材料、機能材料、電子デバイス材料の製造、販売を主たる業務とし、また、これら各事業に関連するその他のサービスなどの事業を展開しています。

当社グループの事業に係わる位置付け及び事業セグメントとの関連は次のとおりです。

事業区分	主要製品	主要な会社
界面活性剤	非イオン界面活性剤、 アニオン界面活性剤、 カチオン界面活性剤、 両性界面活性剤	当社、ゲンブ(株)、 P.T.DAI-ICHI KIMIA RAYA、 晋一化工股份有限公司、 四日市合成(株)、 ケイアンドディーファインケミカル(株)、 帝開思(上海)国際貿易有限公司
アミノ材料	シヨ糖脂肪酸エステル、 セルロース系高分子材料、 ビニル系高分子材料、 アクリル系高分子材料	当社、ゲンブ(株)、 P.T.DAI-ICHI KIMIA RAYA、 晋一化工股份有限公司、 帝開思(上海)国際貿易有限公司、 Sisterna B.V.、 Dai-ichi Kogyo Seiyaku (Singapore) Pte. Ltd.
ウレタン材料	ポリエーテルポリオール、 ウレタンプレポリマー、 ウレタンシステム	当社、第一建工(株)、四日市合成(株)
機能材料	光硬化樹脂用材料、 水系ウレタン樹脂、 難燃剤、 アミド系滑剤	当社、P.T.DAI-ICHI KIMIA RAYA、 晋一化工股份有限公司、 晋一化工科技(無錫)有限公司、 帝開思(上海)国際貿易有限公司、 Dai-ichi Kogyo Seiyaku (Singapore) Pte. Ltd.、 DDFR Corporation Ltd.
電子デバイス材料	電子部品用導電性ペースト、 射出成形用ペレット	当社、京都エレクトクス(株)、 第一セラモ(株)、エレクセル(株)、 双一力(天津)新能源有限公司

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金 百万円	出資比率 %	主要な事業内容
(子会社)			
四日市合成(株)	480	100.00	非イオン界面活性剤などの製造、販売
京都エレクトクス(株)	80	50.00	電子部品用導電性ペーストの製造、販売
ゲンブ(株)	50	100.00	業務用石鹼・洗剤及び薬剤などの販売
第一建工(株)	50	100.00	土木・建築用材料、薬剤の販売
第一セラモ(株)	50	100.00	セラミック成形材料などの製造、販売
(関連会社)			
ケイアンドディーファインケミカル(株)	490	50.00	アニオン界面活性剤などの製造、販売

(注) 京都エレクトクス(株)への出資比率は50%であります。実質的に支配しているため子会社としております。

②企業結合の経過及び成果

連結子会社は、上記の重要な子会社5社を含む11社であります。

持分法適用非連結子会社及び関連会社は、上記関連会社1社を含む4社であります。

(7) 主要な拠点等

①当社の事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 店	京 都 市 下 京 区	研 究 所	京 都 市 南 区
本 社	京 都 市 南 区	四 日 市 事 業 所 千 歳 工 場	三 重 県 四 日 市 市
東 京 本 社	東 京 都 中 央 区	四 日 市 事 業 所 霞 工 場	三 重 県 四 日 市 市
大 阪 支 社	大 阪 市 中 央 区	大 湊 事 業 所	新 潟 県 上 越 市
名 古 屋 支 店	名 古 屋 市 中 村 区	滋 賀 事 業 所	滋 賀 県 東 近 江 市
九 州 支 店	福 岡 市 博 多 区		

②重要な子会社及び関連会社の主要な事業所

子 会 社	所 在 地	関 連 会 社	所 在 地
四 日 市 合 成 (株)	三 重 県 四 日 市 市	ケイアンドディーファインケミカル㈱	千 葉 市 中 央 区
京 都 エ レ ッ ク ス (株)	京 都 市 南 区		
ゲ ン ブ (株)	大 阪 市 中 央 区		
第 一 建 工 (株)	東 京 都 中 央 区		
第 一 セ ラ モ (株)	滋 賀 県 東 近 江 市		

(8) 従業員の状況

①企業集団の従業員数

事業区分	従業員数 名
界面活性剤	397
アメリテイ材料	148
ウレタン材料	121
機能材料	174
電子デバイス材料	127
合計	967

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、使用人兼務取締役及び臨時雇用員を含んでおりません。
2. 従業員数には、当社及び連結子会社から社外への出向者を除き、社外から当社及び連結子会社への出向者を含めております。

②当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
486名	9名減	40.6歳	15.2年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、使用人兼務取締役及び臨時雇用員を含んでおりません。
2. 従業員数には、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含めております。

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高 百万円
(株) みずほ銀行	5,443
(株) 京都銀行	4,169
(株) 日本政策投資銀行	2,410
(株) りそな銀行	2,011
(株) 滋賀銀行	1,985
(株) 三菱東京UFJ銀行	1,755
農林中央金庫	1,625

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 102,110,000 株
 (2) 発行済株式総数 53,421,609 株
 (3) 当期末株主数 5,118 名（前期末比 1,150名減）
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託)	4,235	8.36
第一生命保険(株)	3,067	6.05
(株)みずほ銀行	2,135	4.21
(株)京都銀行	2,085	4.11
朝日生命保険(相)	1,697	3.35
D K S 取引先持株会	1,391	2.74
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,363	2.69
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託)	1,300	2.57
第一工業製薬従業員持株会	1,290	2.55
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託)	854	1.69

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は自己株式2,747,089株を控除して計算しております。
 3. DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIOは、「CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO」から名称変更しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成29年1月31日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- | | |
|-------------|---|
| ①取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| ②取得した株式の総数 | 2,269,000株 |
| ③株式の取得価額の総額 | 999,856,000円 |
| ④取得期間 | 平成29年2月1日～平成29年3月3日 |
| ⑤取得理由 | 資本効率の向上を図るとともに、経営環境に応じた機動的な資本政策を可能とするためであります。 |

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長兼社長	坂本隆司	社長特命室長
代表取締役 専務取締役	松本和久	事業本部長
常務取締役	赤瀬宜伸	総合企画本部長兼人事総務本部長
常務取締役	浦山 勇	財務本部長
取 締 役	藤岡敏式	執行役員 事業本部レオクリスタ事業部長
取 締 役	大西英明	研究開発本部長
取 締 役	北田 明	生産管理本部長兼環境・安全品質保証担当
取 締 役	祝迫浩一	執行役員 事業本部国内関係会社事業部長兼大阪支社長、 四日市合成(株) 取締役、 京都エレックス(株) 取締役
取 締 役	中谷誠一	技術顧問
取 締 役	青木素直	三菱重工業(株) 特別顧問
取 締 役	秋本信幸	第一生命保険(株) 常務執行役員関西総局長
取 締 役	多々良裕志	朝日生命保険(相) 取締役常務執行役員本社営業本部長
常勤監査役	西崎信一	ゲンブ(株) 監査役、 第一セフモ(株) 監査役、 ケイアンドディーファインケミカル(株) 監査役
常勤監査役	関口 恒	第一建工(株) 監査役、 京都エレックス(株) 監査役
監 査 役	井手秀彦	
監 査 役	田中晴男	京銀カードサービス(株) 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役 青木 素直、秋本 信幸及び多々良 裕志の各氏は、社外取締役であります。また、青木素直氏につきましては、(株)東京証券取引所へ独立役員として届け出ております。
2. 監査役 井手 秀彦及び田中 晴男の両氏は、社外監査役であります。また、井手 秀彦氏につきましては、(株)東京証券取引所へ独立役員として届け出ております。
3. 監査役 井手 秀彦氏は、決算手続や財務諸表の作成等に従事していた経験があり、また田中晴男氏は、金融機関の審査業務に従事していた経験があり、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動
- ① 平成28年6月24日開催の第152期定時株主総会終結の時をもって、取締役 蛭子 博幸、大柳 雅利及び本間 義昭の各氏並びに監査役 勝田 純一氏は任期満了により退任いたしました。
 - ② 平成28年6月24日開催の第152期定時株主総会の決議により、取締役に多々良 裕志氏、監査役に田中 晴男氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
 - ③ 平成28年6月24日開催の取締役会の決議により、代表取締役常務取締役 松本 和久氏は代表取締役専務取締役に、取締役 浦山 勇氏は常務取締役にそれぞれ就任いたしました。

- ④ 平成28年6月24日に、取締役 祝迫 浩一氏は、大阪支社長を兼任し、取締役 藤岡 敏式氏は大阪支社長を離任いたしました。
- ⑤ 平成28年7月5日に、取締役 多々良 裕志氏は、朝日生命保険（相）取締役常務執行役員本社営業本部長に就任いたしました。
- ⑥ 平成29年3月31日をもって、取締役の「経営責任の明確化」と「意思伝達系統の簡素化」を図るため執行役員制度を廃止いたしました。
5. 当事業年度末日後の取締役の地位、担当または重要な兼職の異動
平成29年4月1日付で次のとおり変更となりました。

氏名	旧	新
坂本 隆司	代表取締役会長兼社長兼社長特命室長	代表取締役会長兼社長
松本 和久	代表取締役専務取締役事業本部長	取締役社長付
赤瀬 宣伸	常務取締役総合企画本部長兼人事総務本部長	代表取締役専務取締役事業本部長
大西 英明	取締役研究開発本部長	常務取締役研究開発本部長
秋本 信幸	第一生命保険(株) 常務執行役員関西総局長	第一生命保険(株) 常勤顧問

(2) 責任限定契約の内容の概要

各社外取締役及び各社外監査役と当社の間では、職務の遂行につき善意でありかつ重大な過失がない場合に限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約が締結されております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員 名	報酬等の額 百万円
取締役	15	218
監査役	5	39
合計 (うち社外役員)	20 (7)	258 (15)

- (注) 1. 支給人員には、平成28年6月24日開催の第152期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役6名の使用人分給与53百万円は含まれておりません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の決定方針

取締役については、株主総会の決議により定められた報酬総額（月額22百万円以内）の範囲内において、各取締役が担当する役割の大きさとその地位に基づき基本となる額を設定した上で、前年度の会社全体の業績評価に基づく変動を年1回、また各取締役が担当する部門の業績評価に基づく変動を年2回、一定の範囲内で実施しております。但し、社外取締役については、所定の金額としております。以上は代表取締役が起案し、取締役会の決議を経て実施しております。

監査役については、株主総会の決議により定められた報酬総額（月額6百万円以内）の範囲内において、一定の金額を設定しております。以上は監査役の協議を経て実施しております。

なお、当社は、役員報酬の業績連動指向を強化することが、業績をさらに向上させていく上で有益と考えております。そこで、役員報酬制度を見直し、当社役員の企業価値の持続的な向上に貢献する意識を一層高めるとともに、当社役員と株主の皆様との価値共有を深めるため、平成29年6月27日開催予定の第153期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容を決定する議案をお諮りする予定です。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役 青木 素直氏の兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

取締役 秋本 信幸氏の兼職先は、当社の大株主であり、また当社は、同社より資金を借り入れております。

取締役 多々良 裕志氏の兼職先は、当社の大株主であり、また当社は、同社より資金を借り入れております。

監査役 田中 晴男氏の兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

②主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	青木 素直	当事業年度開催の取締役会12回のうち、11回に出席し、外部の幅広い視点による議案審議等に有用な発言を適時行っております。 当事業年度開催の社外役員会議6回のうち、6回に出席し、豊富なビジネス経験や知識から、当社の経営全般に対する助言・提言を行っております。
取締役	秋本 信幸	当事業年度開催の取締役会12回のうち、10回に出席し、外部の幅広い視点による議案審議等に有用な発言を適時行っております。 当事業年度開催の社外役員会議6回のうち、5回に出席し、豊富なビジネス経験や知識から、当社の経営全般に対する助言・提言を行っております。
取締役	多々良 裕志	平成28年6月24日に取締役就任後開催の取締役会10回のうち、9回に出席し、外部の幅広い視点による議案審議等に有用な発言を適時行っております。 平成28年6月24日に取締役就任後開催の社外役員会議5回のうち、5回に出席し、豊富なビジネス経験や知識から、当社の経営全般に対する助言・提言を行っております。
監査役	井手 秀彦	当事業年度開催の取締役会12回のうち、12回に出席し、また、監査役会13回のうち、13回に出席し、外部の幅広い視点による監査上有用な発言を適時行っております。 当事業年度開催の社外役員会議6回のうち、6回に出席し、豊富なビジネス経験や知識から、当社の経営の適法性及び妥当性を確保するための発言を行っております。
監査役	田中 晴男	平成28年6月24日に監査役就任後開催の取締役会10回のうち、10回に出席し、また、監査役会10回のうち、10回に出席し、外部の幅広い視点による監査上有用な発言を適時行っております。 平成28年6月24日に監査役就任後開催の社外役員会議5回のうち、5回に出席し、豊富なビジネス経験や知識から、当社の経営の適法性及び妥当性を確保するための発言を行っております。

(注) 当社は、ガバナンスを強化する目的から、任意の仕組みとして、「社外役員会議」を設置し、社外取締役や社外監査役の意見を経営に活かしております。社外役員会議は隔月開催を基本とし、社外役員による提言の機会を確保するとともに、情報の交換や共有を行うことで社外役員間あるいは経営陣との連携を図っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(注) 国外の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 45百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び職務遂行状況の適切性・妥当性の検討並びに他社の監査報酬実態との比較等から、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 45百万円

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合、監査役会が監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人に会社法、公認会計士法等の法令違反・抵触がある場合、その他監査を遂行するのに不十分であると判断される場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案といたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要は、以下のとおりであります。

- ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合しているか監督するために有為な、当社及び子会社の業務執行及び使用人の経験が無い社外取締役を引き続き選任します。
 - ロ. 代表取締役は、社外取締役との相互認識と信頼関係を深めるため、引き続き社外取締役との定期的会合を行います。
 - ハ. 『企業倫理憲章』『役員・従業員行動宣言』を遵守するとともに、内部監査部門を設置して内部統制体制をさらに整備し、当社及び子会社の社会的信用を維持、向上させることに努めます。
- 二. 反社会的勢力と一切の関係を持たず毅然とした態度で臨むことによって、反社会的勢力による被害の防止に努めます。
- ホ. 取締役会に付議する案件は、事前に『経営会議』で慎重に審議し、また法務部門を関与させるなど、適法な意思決定に努めます。

- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 『文書規程』『品質文書管理規程』『契約書等の取り扱いに関する規程』等の各規程を維持または改善し、また職務上の意思決定またはその執行に係る文書の作成、保存及び管理が適正に行われるよう努めます。
 - ロ. 計算書類の作成に当たっては、一般に公正妥当と認められる企業会計に留意し、またその内容の適正性と信頼性を確保するために会計監査人による監査を受け、関係する内部監査部門、情報システム部門が監査を補助、強化実施します。

- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 『危機管理規程』に従って、リスク管理が最重要と考えられる伝染病、テロ、事業所・工場での事故、災害、環境破壊、製品上の瑕疵・欠陥などによる損失の予防、また関係者の安全確保にも努めます。
 - ロ. リスク管理のため『リスクマネジメント統制委員会』を設置し、その任に当たります。
 - ハ. 『リスクマネジメント統制委員会』は、『危機管理規程』及びこれに基づく『危機管理マニュアル』の適正な運用に努めます。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会を毎月開催し、職務の執行に遅滞の無い意思決定が行われるよう努めます。
 - ロ. 社外取締役及び社外監査役を主たる構成員とする『社外役員会議』を設置し、社外取締役及び社外監査役は連携して、当社及び子会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促す役割を果たすよう努めます。
 - ハ. 『業務分掌規程』『職務権限規程』などを維持または改善し、各取締役間での合理的な業務分掌及び相互牽制が機能するよう努めます。
- ⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 法令または企業倫理上の問題の発生を予防するため『コンプライアンス統制委員会』を設置し、その任に当たさせます。
 - ロ. 内部通報制度として『公益通報ホットライン』を設置し、社内及び社外の通報窓口を通じて、正規の職制を通じては解決が図り難い問題へも適切に対処できるよう努めます。
 - ハ. 『企業倫理憲章』『役員・従業員行動宣言』『公益通報ホットライン』等の使用人への浸透を図り、法改正や他社で重大な不祥事が発生したときには、適宜必要な周知や教育及び指導に努めます。
- ⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の主体性を損なわない範囲で子会社を当社の上記各体制に服させ、また『関係会社管理規程』に基づいて子会社経営の管理を行い、企業集団における業務の執行が法令及び定款に適合するのみならず効率的に行われ、また情報や損失の危険が適切に管理されるよう努めます。
 - ロ. 関係会社の管理は、国内・海外それぞれの関係事業部が、定期的な会議と都度の報告とミーティング、毎月の業績報告で、業務の報告や意見交換の機会を確保します。
- ⑦監査役を補助すべき使用人に関する事項
- イ. 監査役を補助すべき使用人を引き続き設置します。
 - ロ. 監査役を補助すべき使用人には管理職待遇者を当て、また人数は監査役会と協議の上決定します。

⑧監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性、並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- イ. 監査役の職務を補助すべき使用人の選任、解任、人事異動または解雇は、監査役会と協議の上決定します。
- ロ. 取締役は、監査役による監査役の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令に干渉しないものとします。

⑨取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 子会社の取締役の不正行為、法令若しくは定款の重大な違反または当社及び子会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見するときは、子会社の取締役及び使用人、並びにこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対し当該事項を報告することを妨げられず、または報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないものとします。
- ロ. 取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人は、業務執行に関する事項について、監査役から報告または資料の閲覧を求められるときは、速やかに報告をし、また閲覧の便宜を図るものとし、万一子会社の取締役及び使用人がこれを拒むときには、取締役は子会社の取締役及び使用人に対し、適切な指導を行うよう努めます。
- ハ. 常勤監査役は、『経営会議』『リスクマネジメント統制委員会』『コンプライアンス統制委員会』ほか、監査上重要な会議に引き続き出席します。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、必要な素養、知識、経験を有し、取締役から独立した社外監査役を引き続き選任します。
- ロ. 内部統制監査に当たっては、内部監査部門は監査役との連携に努めます。
- ハ. 代表取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるため、引き続き常勤監査役及び社外監査役との定期的会合を行います。
- ニ. 監査役がその職務の執行過程で生ずる費用の支払いまたは債務の負担を請求するときには、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができないものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 内部監査室は、『内部監査規程』及び『内部統制システム規程』に基づき、監査役及び会計監査人とも連携を図り、適切に企業集団の内部監査を実施しております。
- ロ. 取締役会の事前審議会議である『経営会議』を、経営課題を中心に議論する『経営会議』と財務課題を中心に議論する『財務会議』に分けて専門的にそれぞれ実施し、当事業年度は経営会議を11回、財務会議を12回開催し、慎重かつスピーディーな意思決定をしました。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

計算書類は企業会計に留意し、その内容の適正性と信頼性を確保するために会計監査人による監査を受け、関係する内部監査室、情報システム部が監査を補助、強化実施しました。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

『リスクマネジメント統制委員会』は、『危機管理規程』及びこれに基づく『危機管理マニュアル』を適正に運用し、リスク回避と低減に努めました。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

『社外役員会議』を隔月で開催し、当社の経営課題についての意見交換や提言を受けております。当事業年度は6回開催しました。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 『コンプライアンス統制委員会』を年2回開催し課題を明確化することで企業集団全体の改善を図っております。
- ロ. 『公益通報ホットライン』の運用強化を目的に社外の第三者による通報窓口を設置し、新たに運用を開始しました。

⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

『関係会社管理規程』に基づいて企業集団における業務の執行を管理し、定期の業務報告に加えて、国内、海外それぞれで『関係会社会議』を定期的で開催し、相互の意見交換をしております。

- ⑦監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人として、1名の管理職待遇者を引き続き選任しております。
- ⑧監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性、並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人は、取締役の干渉を受けない独立性を引き続き維持しました。
- ⑨取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
常勤監査役は、『経営会議』『リスクマネジメント統制委員会』『コンプライアンス統制委員会』等の、重要な会議に出席しております。
- ⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ. 監査の実効性を維持するため、2名の社外監査役を引き続き選任しております。
ロ. 代表取締役は、常勤監査役及び社外監査役との定期的会合を行いました。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式の大量取得を企図する買付について、その当否は株主の皆様のご判断に最終的には委ねられるべきものと考えております。

しかし、買付の中には当社の企業価値や株主共同の利益を害するものがあり得ます。そのような買付は、当社や株主の皆様の利益を守るため、当社は当然にこれを阻止しなければならないと考えます。また、そうでなくとも、当該買付の当否を株主の皆様に的確にご判断いただく機会を確保するため、当該買付の当社の企業価値や株主共同の利益への影響如何を慎重に見極め、最も適切な措置を講じる必要があると認識しております。

目下のところ、当社は、株式の大量取得を企図する買付者が出現するときに備える、いわゆる「買収防衛策」は導入しておりません。

しかし、経営を負託された当然の責務として、当社の株式取引や株主異動を常に注視する一方、株式の大量取得を企図する買付に備えた体制や手順の整備に努めてまいります。また、実際にそのような買付者が出現するときは、直ちに当社として最も適切と思われる措置を講じる所存です。すなわち、社外の専門家を交えて大量買付の評価や買付者との交渉を行い、当該買付が当社の企業価値や株主共同の利益にそぐわないと認識される場合には、具体的な対応措置の要否やその内容等を速やかに決定し実行する体制を整えます。

以上は、当社グループ会社の株式を大量に買付しようとする者に対しても、同様です。

なお、「買収防衛策」の導入につきましては、判例の動向や専門家の見解等を踏まえつつ、今後も検討してまいります。株主の皆様のご判断により導入できることを明らかにするため、その根拠をあらかじめ定款に定めておくことは有益と考えております。

そこで、平成25年6月25日開催の第149期定時株主総会において、株主総会は「買収防衛策」導入の決議ができる旨の定款変更を行っております。

以上の金額については、表示単位未満切り捨てにより、比率については、表示単位未満を四捨五入により記載しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	35,947	流 動 負 債	20,547
現金及び預金	9,379	支払手形及び買掛金	10,464
受取手形及び売掛金	14,832	短期借入金	6,001
商品及び製品	6,692	リース債務	299
仕掛品	35	未払金	1,016
原材料及び貯蔵品	1,683	未払法人税等	532
繰延税金資産	339	賞与引当金	603
その他	2,995	繰延税金負債	2
貸倒引当金	△10	その他	1,627
固 定 資 産	33,098	固 定 負 債	20,454
有形固定資産	28,390	長期借入金	18,593
建物及び構築物	11,355	リース債務	819
機械装置及び運搬具	5,646	繰延税金負債	426
工具器具備品	407	退職給付に係る負債	262
土地	9,358	資産除去債務	72
リース資産	700	その他	279
建設仮勘定	922	負 債 合 計	41,001
無形固定資産	387	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	4,320	株 主 資 本	26,293
投資有価証券	3,217	資本金	8,895
長期貸付金	23	資本剰余金	7,218
長期前払費用	324	利益剰余金	11,300
繰延税金資産	51	自己株式	△1,120
退職給付に係る資産	264	その他の包括利益累計額	561
その他	445	その他有価証券評価差額金	145
貸倒引当金	△6	繰延ヘッジ損益	△2
資 産 合 計	69,046	為替換算調整勘定	206
		退職給付に係る調整累計額	212
		新株予約権	3
		非支配株主持分	1,186
		純 資 産 合 計	28,044
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	69,046

連結損益計算書

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		52,254
売上原価		38,532
売上総利益		13,721
販売費及び一般管理費		9,777
営業利益		3,944
営業外収益		
受取利息及び配当金	61	
持分法による投資利益	82	
為替差益	15	
その他	102	261
営業外費用		
支払利息	274	
その他	158	432
経常利益		3,773
特別利益		
投資有価証券売却益	55	55
特別損失		
減損損失	187	
固定資産処分損	93	281
税金等調整前当期純利益		3,547
法人税、住民税及び事業税	830	
法人税等調整額	84	915
当期純利益		2,632
非支配株主に帰属する当期純利益		143
親会社株主に帰属する当期純利益		2,489

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
当連結会計年度 期首残高	8,895	7,228	9,339	△149		25,313
当連結会計年度 変動額						
剰余金の配当			△528			△528
親会社株主に帰属 する当期純利益			2,489			2,489
自己株式の取得				△1,000		△1,000
自己株式の処分		△3		29		25
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△6				△6
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)						
当連結会計年度 変動額合計	-	△9	1,960	△971		979
当連結会計年度末 残高	8,895	7,218	11,300	△1,120		26,293

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非 支 配 分 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当連結会計年度 期首残高	△161	△9	301	193	324	7	1,100	26,745
当連結会計年度 変動額								
剰余金の配当								△528
親会社株主に帰属 する当期純利益								2,489
自己株式の取得								△1,000
自己株式の処分								25
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動								△6
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)	306	6	△95	18	236	△4	86	319
当連結会計年度 変動額合計	306	6	△95	18	236	△4	86	1,298
当連結会計年度末 残高	145	△2	206	212	561	3	1,186	28,044

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 11社

(2) 連結子会社の名称

四日市合成(株)、京都エレックス(株)、ゲンブ(株)、第一建工(株)、第一セラモ(株)、エレクセル(株)、P.T.DAI-ICHI KIMIA RAYA、晋一化工股份有限公司、帝開思(上海)国際貿易有限公司、Sisterna B.V.、双一力(天津)新能源有限公司

(3) 非連結子会社の名称

晋一化工科技(無錫)有限公司、晋一国際投資有限公司、Dai-ichi Kogyo Seiyaku (Singapore) Pte. Ltd.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 4社

(2) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社の名称

ケイアンドディーファインケミカル(株)、晋一化工科技(無錫)有限公司、晋一国際投資有限公司、DDFR Corporation Ltd.

(3) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

Dai-ichi Kogyo Seiyaku (Singapore) Pte. Ltd.

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 持分法の適用手続に関する特記事項

持分法の適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、P.T.DAI-ICHI KIMIA RAYA、晋一化工股份有限公司、帝開思（上海）国際貿易有限公司、Sisterna B.V.及び双一力（天津）新能源有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料……………月次総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産……………定額法
(リース資産を除く)
 - ② 無形固定資産……………定額法
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - ③ リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
- 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。
また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段……金利スワップ取引、為替予約取引
ヘッジ対象……長期借入金、売掛金、買掛金(予定取引を含む)
- ③ ヘッジ方針 為替変動リスク及び金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債権債務(予定取引を含む)の範囲内でヘッジを行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
ただし、為替予約の振当処理及び特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

- (6) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用としております。

- (7) 退職給付に係る会計処理の方法 退職給付に係る負債は、従業員の退職に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債(ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産)として計上しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10~15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

5. 連結貸借対照表関係

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 43,874 百万円

(2) 国庫補助金等による圧縮記帳額

国庫補助金等による圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物及び構築物	379	百万円
機械装置及び運搬具	317	百万円
工具器具備品	2	百万円
計	699	百万円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

その他流動資産	14	百万円
土地	2,036	百万円
計	2,050	百万円

上記に対応する債務は次のとおりであります。

短期借入金	144	百万円
長期借入金	1,696	百万円
計	1,841	百万円

(4) 保証債務

従業員銀行住宅借入金 10 百万円

(5) 財務制限条項

当社は平成23年9月、平成24年4月及び平成28年10月にシンジケートを活用したタームローン契約を締結しております。

① 平成23年9月14日付シンジケート・タームローン契約 平成29年3月31日残高	115	百万円
② 平成24年4月10日付シンジケート・タームローン契約 平成29年3月31日残高	700	百万円
③ 平成28年10月27日付シンジケート・タームローン契約 平成29年3月31日残高	3,000	百万円

なお、当該契約には以下の財務制限条項が付されております。

- ・各年度の決算期及び第2四半期の末日における連結及び個別の貸借対照表における純資産の部の金額を直前の決算期（含む第2四半期）比75%以上に維持すること。
- ・各年度の決算期における連結及び個別の損益計算書に示される営業損益が、2期連続して損失とならないようにすること。

6. 連結株主資本等変動計算書関係

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数 (千株)	当連結会計年度増加株式数 (千株)	当連結会計年度減少株式数 (千株)	当連結会計年度末株式数 (千株)
普通株式	53,421	—	—	53,421

(2) 新株予約権の目的となる株式の数

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)
当社	第2回新株予約権 (平成22年8月12日発行)	普通株式	59,000

(3) 剰余金の配当に関する事項

- ① 平成28年6月24日開催の定時株主総会において次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	528百万円
1株当たり配当額	10円
基準日	平成28年3月31日
効力発生日	平成28年6月27日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成29年6月27日開催の定時株主総会において次のとおり決議することを予定しております。

普通株式の配当に関する事項

配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	608百万円
1株当たり配当額	12円
基準日	平成29年3月31日
効力発生日	平成29年6月28日

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 529円94銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 47円40銭 |

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画及び投融资計画に照らして必要な長期性資金（主に銀行借入や新株発行）を調達しております。また、損益計画及び運転資金収支に照らして短期的な運転資金（主に銀行借入）を調達しております。なお、一時的な余資については、安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、経理規程等に従い、管理を行っております。投資有価証券は、時価等の変動リスクに晒されておりますが、主に取引先企業の株式であり、定期的に把握された時価等が取締役会に報告されております。

支払手形及び買掛金、借入金等は資金調達に係る流動性リスクに晒されておりますが、当社財務部においてグループ全体の資金計画について、管理しております。

デリバティブ取引は、為替、金利に係る相場変動リスクを回避するため利用し、投機を目的とした取引は一切実施しないこととしております。当該リスクに対しては、取引権限及び取引限度額等に関する社内ルールに従い、管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及び差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	9,379	9,379	-
(2) 受取手形及び売掛金	14,832	14,832	-
(3) 投資有価証券	2,359	2,359	-
(4) 支払手形及び買掛金	(10,464)	(10,464)	-
(5) 短期借入金	(1,182)	(1,182)	-
(6) 長期借入金（1年以内に返済予定のものも含む。）	(23,412)	(23,775)	(363)
(7) リース債務（1年以内に返済予定のものも含む。）	(1,118)	(1,233)	(114)
(8) デリバティブ取引	(3)	(3)	-

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式は証券取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金（1年以内に返済予定のものも含む。）、並びに(7) リース債務（1年以内に返済予定のものも含む。）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しておりますが、長期借入金のうち、一部の変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額858百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

減損損失

当連結会計年度において当社グループは以下の資産グループについて、減損損失を計上しております。

① 減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
第一工業製薬(株) 滋賀事業所 (滋賀県東近江市)	遊休資産	建物及び構築物	34
		機械装置及び運搬具	0
		工具器具備品	0
		撤去費用	153
合計			187

② 減損損失の認識に至った経緯

上記遊休資産については、取締役会において解体撤去の意思決定を行ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額及び撤去費用を特別損失に計上しております。回収可能価額については、正味売却価額により測定しておりますが、撤去を予定していることから零として評価しております。

③ 資産のグルーピングの方法

当社グループは、製品の組成及び製造方法に応じた区分を最小単位として、資産のグルーピング化を行っております。
遊休資産については個別単位でグルーピングを行っております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	28,506	流動負債	16,877
現金及び預金	6,516	支払手形	1,249
受取手形	1,005	買掛金	8,194
売掛金	11,013	短期借入金	150
商品及び製品	5,744	長期借入金	4,278
仕掛品	16	(1年以内返済)	
原材料及び貯蔵品	728	リース債務	299
前払費用	181	未払金	1,674
繰延税金資産	224	未払費用	295
その他	3,074	未払法人税等	309
固定資産	27,516	未払事業所税	25
有形固定資産	19,332	賞与引当金	329
建物	6,991	その他	70
構築物	1,786	固定負債	16,917
機械装置	2,811	長期借入金	15,456
車輛運搬具	29	リース債務	819
工具器具備品	286	繰延税金負債	252
土地	5,908	退職給付引当金	285
リース資産	694	資産除去債務	72
建設仮勘定	825	その他	31
無形固定資産	332	負債合計	33,795
投資その他の資産	7,851	純資産の部	
投資有価証券	2,384	株主資本	22,087
関係会社株式	3,599	資本金	8,895
長期貸付金	23	資本剰余金	7,224
関係会社長期貸付金	1,210	資本準備金	6,655
長期前払費用	272	その他資本剰余金	568
長期未収入金	150	利益剰余金	7,088
その他	217	利益準備金	478
貸倒引当金	△5	その他利益剰余金	6,609
資産合計	56,022	繰越利益剰余金	6,609
		自己株式	△1,120
		評価・換算差額等	136
		その他有価証券評価差額金	139
		繰延ヘッジ損益	△2
		新株予約権	3
		純資産合計	22,226
		負債及び純資産合計	56,022

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	39,421
売上原価	30,240
売上総利益	9,180
販売費及び一般管理費	7,072
営業利益	2,108
営業外収益	
受取利息及び配当金	617
その他	178
営業外費用	
支払利息	229
その他	149
経常利益	2,525
特別利益	
投資有価証券売却益	55
特別損失	
減損損失	187
固定資産処分損	77
税引前当期純利益	2,314
法人税、住民税及び事業税	408
法人税等調整額	△47
当期純利益	1,953

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	8,895	6,655	572	7,228
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△3	△3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	△3	△3
当 期 末 残 高	8,895	6,655	568	7,224

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株主資本合計
	利 益 準 備 金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	478	5,184	5,663	△149	21,637
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△528	△528		△528
当 期 純 利 益		1,953	1,953		1,953
自己株式の取得				△1,000	△1,000
自己株式の処分				29	25
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	1,424	1,424	△971	449
当 期 末 残 高	478	6,609	7,088	△1,120	22,087

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	△160	△9	△169	7	21,475
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△528
当 期 純 利 益					1,953
自己株式の取得					△1,000
自己株式の処分					25
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	299	6	305	△4	301
当期変動額合計	299	6	305	△4	751
当 期 末 残 高	139	△2	136	3	22,226

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料……………月次総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

(リース資産

を除く)

② 無形固定資産……………定額法

(リース資産

を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産について

は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次事業年度から費用処理しております。

- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。
また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……金利スワップ取引、為替予約取引
ヘッジ対象……長期借入金、売掛金、買掛金(予定取引を含む)
- ③ ヘッジ方針
為替変動リスク及び金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債権債務(予定取引を含む)の範囲内でヘッジを行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
ただし、為替予約の振当処理及び特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

- (6) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は当事業年度の費用として処理しております。

- (7) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 貸借対照表関係

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 30,899 百万円

(2) 国庫補助金等による圧縮記帳額

国庫補助金等による圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物	192	百万円
構築物	117	百万円
機械装置	188	百万円
工具器具備品	1	百万円
計	500	百万円

(3) 保証債務

① 関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

P.T.DAI-ICHI KIMIA RAYA 112 百万円

② 関係会社以外の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

従業員銀行住宅借入金 10 百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務(区分掲記したものを除く)は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 2,753 百万円

② 短期金銭債務 1,073 百万円

(5) 財務制限条項

当社は平成23年9月、平成24年4月及び平成28年10月にシンジケートを活用したタームローン契約を締結しております。

① 平成23年9月14日付シンジケート・タームローン契約
平成29年3月31日残高 115 百万円

② 平成24年4月10日付シンジケート・タームローン契約
平成29年3月31日残高 700 百万円

③ 平成28年10月27日付シンジケート・タームローン契約
平成29年3月31日残高 3,000 百万円

なお、当該契約には以下の財務制限条項が付されております。

- ・各年度の決算期及び第2四半期の末日における連結及び個別の貸借対照表における純資産の部の金額を直前の決算期(含む第2四半期)比75%以上に維持すること。
- ・各年度の決算期における連結及び個別の損益計算書に示される営業損益が、2期連続して損失とならないようにすること。

3. 損益計算書関係

関係会社との取引高	売上高	5,269	百万円
	仕入高	5,194	百万円
	営業取引以外の取引高	1,473	百万円

4. 株主資本等変動計算書関係

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度 末の株式数 (千株)
普通株式	565	2,271	90	2,747

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加2,271千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得2,269千株及び株主からの単元未満株式の買取請求による取得2千株であります。普通株式の自己株式の株式数の減少90千株は、新株予約権の行使による払出しであります。

5. 税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	101	百万円
未払事業税	37	百万円
投資有価証券評価損	92	百万円
関係会社株式評価損	261	百万円
減価償却超過額	49	百万円
減損損失	89	百万円
退職給付引当金	87	百万円
設備除却費用負担金	43	百万円
その他	123	百万円
繰延税金資産小計	885	百万円
評価性引当額	△416	百万円
繰延税金資産合計	469	百万円

(繰延税金負債)

合併評価益(土地)	△439	百万円
その他有価証券評価差額金	△50	百万円
その他	△7	百万円
繰延税金負債合計	△497	百万円
繰延税金負債の純額	△28	百万円

繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	224	百万円
固定負債－繰延税金負債	△252	百万円

6. 関連当事者との取引関係
 関連当事者との取引

属性	会社等の名称	議決権の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	四日市合成㈱	100.00 直接所有	資金の貸付 役員の兼任	利息の 受取	17	その他 流動資産	440
						関係会社 長期貸付金	1,210
子会社	第一建工㈱	100.00 直接所有	当社の土木・ 建築用薬剤等 の販売 役員の兼任	売上高 (注3)	2,196	売掛金 (注3)	1,057

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 四日市合成㈱への資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 第一建工㈱への土木・建築用薬剤等の販売については、毎期(6ヵ月毎)交渉の上、販売価格を決定しております。
3. 上記金額のうち取引金額には、消費税等が含まれず、期末残高には消費税等が含まれております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	438円56銭
(2) 1株当たり当期純利益	37円20銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

減損損失

当事業年度において当社は以下の資産グループについて、減損損失を計上しております。

① 減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
滋賀事業所 (滋賀県東近江市)	遊休資産	建物	33
		構築物	0
		機械装置	0
		工具器具備品	0
		撤去費用	153
合計			187

② 減損損失の認識に至った経緯

上記遊休資産については、取締役会において解体撤去の意思決定を行ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額及び撤去費用を特別損失に計上しております。回収可能価額については、正味売却価額により測定しておりますが、撤去を予定していることから零として評価しております。

③ 資産のグルーピングの方法

当社は、製品の組成及び製造方法に応じた区分を最小単位として、資産のグループ化を行っております。

遊休資産については個別単位でグルーピングを行っております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

第一工業製薬株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅井 愁 星 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽津 隆 弘 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、第一工業製薬株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一工業製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

第一工業製薬株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅井 愁 星 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽津 隆 弘 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第一工業製薬株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第153期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第153期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月10日

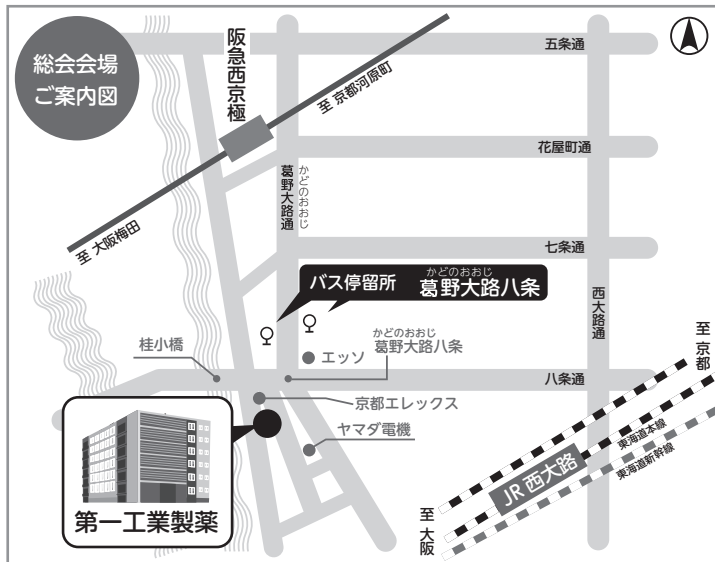
第一工業製薬株式会社 監査役会

常勤監査役	西崎信一	㊟
常勤監査役	関口 恒	㊟
監査役	井手秀彦	㊟
監査役	田中晴男	㊟

(注) 監査役井手秀彦及び監査役田中晴男は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場のご案内



会場

京都市南区吉祥院大河原町5番地
第一工業製薬京都事業所 6階ホール

交通機関

徒歩または
送迎バスを
ご利用の場合

阪急西京極駅より徒歩15分

JR西大路駅より徒歩25分または **送迎バス**

送迎バス 所要時間約5分（午前9時15分・30分・45分の3便を運行）

発着場所 JR西大路駅より徒歩4分。市バス及び京阪京都交通バスは便数が少なく、道路混雑による延着の懸念もございますので、送迎バスをご準備いたしました。なるべくこちらをご利用ください。

路線バスを
ご利用の場合

JR京都駅・阪急桂駅より市バス **33** 系統、京阪京都交通バス **26** 系統
 阪急西京極駅より市バス **84** 系統
 京都市営地下鉄太秦天神川駅より市バス **84** 系統

バス停留所

かどのおおじ
葛野大路八条
より徒歩3分

開会時刻間際には会場受付が大変混雑いたしますので、お早目のご来場をお願い申し上げます。
 自家用車輦でのご来場はご遠慮ください。